

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

June 2005

私たち税理士法人中央青山は、全世界144カ国に12万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約300人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約70名が金融部に所属しています。PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人中央青山 金融部

〒100-6015
東京都千代田区電が関3丁目2番5号
電が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

新会社法施行による 既存有限会社の株式会社への一斉転換 米国税務に与える影響について

2005年6月29日に成立した新会社法が施行されることに伴い、2006年4月1日をもって有限会社法が廃止されます。これにより、同日以後有限会社を設立することはできなくなります。既存の有限会社は、自動的に「特例有限会社」に組織変更され、新会社法の下においては「株式会社」として取り扱われることとなります。なお、特例有限会社として存続するには、その商号中に「有限会社」という文字を用いることが条件となります。

新会社法は、特例有限会社に対して株主総会決議により通常の株式会社になることを認めています(通常の株式会社になる際には、通常の株式会社としての機関を備える必要があります)。新会社法は特例有限会社が特例有限会社のまいつまで存続することができるのか、あるいは、ある時点で通常の株式会社に転換しなければならないかどうかという点に関しては特に定めをしておいていません。しかし、少なくとも新会社法の下では特例有限会社は株式会社として取り扱われることになるため、特例有限会社は、米国の税務上、法人レベルにおいて課税を受けるエンティティーとして取り扱われるものと考えられます。

法律施行による影響

現時点においては、有限会社が特例有限会社に組織変更されることに対する税務上の取扱いについては特に明らかにされていませんが、この組織変更という行為自体に対して日本における課税が生じることはないものと考えられます。

しかし、有限会社が米国税法上「チェック・ザ・ボックス」ルールにおいて構成員課税(パス・スルー)を選択していた場合には、新会社法の成立による米国税務に与える影響を検討する必要があります。米国税務に与える影響として考えられるものは、たとえば、当該有限会社が有している含み益への課税や、ロス・リキャプチャー・ルールが適用される引き金となることがあげられます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	荒井圭子	03-5251-2771	keiko.arai@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com